法及び県条例施行関係　平成27年度取組み状況

資料３－１

　障害者差別解消法及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」の施行に向けた平成27年度の取組み状況は次のとおりである。

１　相談体制の整備

（１）相談員の募集等

・地域相談員（住民の身近な相談窓口）

身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者家族相談員等に委託予定

・広域専門相談員（より専門的な相談窓口）

精神保健福祉士等資格保有者２名に委嘱予定

（２）相談員委嘱予定者等に対する研修

（３）専用相談室の設置（県庁本館１階、広域専門相談員が対応）

２　紛争解決体制の整備

「障害のある人の相談に関する調整委員会」の設置（H27.11.5設置、会長 鷹西恒、委員15名）

紛争解決のための助言・あっせん、差別解消施策に関する重要事項の調査審議を行う。

　　　 ＜主な審議事項等＞ 平成27年度 ：ガイドラインの審議、相談員の委嘱等

平成28年度以降：紛争解決（助言・あっせん､勧告等）、差別解消施策等

３　富山県障害者差別解消ガイドライン（仮称）の策定

　　　・相談や紛争解決時の判断基準となるもの

　　　・国の基本方針や事業者向け対応指針を踏まえ、関係団体等の意見聴取やパブリック

コメントを経て策定（平成28年３月予定）

４　富山県職員対応要領等の策定

国等職員対応要領を踏まえて、知事部局（議会事務局、各種委員会を含む）、教育委員会、警察で各々策定（平成28年３月予定）

５　普及啓発

（１）ウェブサイト（スマイリータウンとやま）の開設（H27.7.13）

（２）とやまふれあい共生フォーラムの開催（H27.11.22）

（３）差別の基本的考え方や相談体制等の周知（チラシの活用、研修会等への講師派遣等）

６　今後の予定

　　平成28年３月25日 調整委員会及び障害者施策推進協議会でガイドライン案の審議・策定

　　　　　 　４月 １日 相談窓口（地域相談員・広域専門相談員）の設置

条例施行

（法と同日施行）

　　　　　 　４月以降　県民・事業者への周知、条例・ガイドライン紹介パンフレットの作成